

定	款
---	---

平成19年5月24日変更

平成27年5月27日変更

平成28年12月6日変更

平成30年6月13日変更

令和5年11月20日変更

令和7年10月17日変更

令和7年 月 日変更

特定非営利活動法人

AMDA国際医療情報センター

特定非営利活動法人 AMDA国際医療情報センター 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センターと称する。

英文では、AMDA INTERNATIONAL MEDICAL INFORMATION CENTER と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、不特定かつ多数の在日外国人が「より安心して日本で生活出来る」様、外国語による医療情報の提供、日本の医療・福祉・保険制度の説明等を通して、彼らの「より良き生活、より良き未来」の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療および福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 人権の擁護を図る活動
- (6) 国際協力の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 在日外国人に対する医療情報の提供および日本の医療・福祉・保険制度の説明事業
- (2) 医療通訳事業
- (3) 前各号に関する運営事業
- (4) 出版物の製作および販売事業
- (5) 前各号に関する地方公共団体からの受託事業
- (6) 情報発信事業
- (7) 第3条に掲げた目的を達成するために必要なその他の事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員:この法人の目的に賛同して入会した個人

(2)賛助会員:この法人の事業を賛助するため入会した個人、学生(高校、大学、専門学校生)、ジュニア(中学生以下)および団体

(入 会)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 理事会は、前項の入会申込者が、第3条に定める目的に賛同し、第4条から第5条に定める活動および事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3. 理事会は、第1項の者の入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4. この法人の賛助会員になろうとする者は、会費を納入することによって会員になることができる。

(入会金および会費)

第8条 会員は入会金および会費を納入しなければならない。

2. 入会金および会費の額は総会で定める。

3. 会員が納入した入会金、会費は、その理由を問わずこれを返還しない。

(退会および会員の資格の喪失)

第9条 正会員でこの法人を退会しようとする者は、別に定める退会届を1ヶ月以前に提出し、任意に退会することができる。

2. 賛助会員は申し出により任意に退会することができる。

3. 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1)本人が死亡し、または失踪宣告を受け、若しくは会員である団体が消滅したとき

(2)継続して1年以上会費を滞納したとき

(3)除名されたとき

(除 名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。

(1)この法人の定款または規則に違反したとき

(2)この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき

2. 前項の規定により会員を除名する場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員および顧問

(種別および定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 2人以内

(選任等)

第12条 理事および監事は、総会において正会員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては2人、監事にあつては1人を限度として、正会員以外の者を理事または監事に選任することは妨げない。

2. 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とし理事の互選により定める。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 「法」第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、つぎに掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の任期の残存期

間とする。

3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧 問)

第18条 この法人に、「法」上の役員その他、顧問3人以内を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験者またはこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3. 顧問は、この法人の運営に関して、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。
4. 第14条第1項の規定は、顧問について準用する。

第5章 総 会

(種 別)

第19条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構 成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)事業計画および予算
- (5)事業報告および決算
- (6)役員の選任または解任、職務および報酬
- (7)入会金および会費の額
- (8)事務局の組織および運営
- (9)解散した場合の残余財産の帰属先
- (10)その他運営に関する重要事項

(開 催)

第22条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2)正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3)第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招 集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の規定により、監事が招集する場合を除いて理事長が招集する。

2. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
3. 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会できない。

(議 決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会においては、第23条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので出席した正会員の4分の3以上の同意があった場合は、この限りではない。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨

の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の代理人は、代理権を証することを書面または電子的方法にて会議ごとに議長に提出しなければならない。
4. 第2項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第1項、次条第1項、第49条第1項および第52条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
5. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数(書面表決者、電磁的方法表決者または表決委任者があつた場合にあってはその数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名、押印しなければならない。
 3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日および正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(構 成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権 能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき
- (2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3)第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招 集)

第32条 理事会は理事長または理事が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第34条 理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3. 理事会においては、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子的方法をもって表決することができる。
- 3. 第2項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(持ち回り議決)

第36条 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面または電磁的方法により通知し

賛否を求めた場合には、書面または電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

2. 次条にかかわらず、持ち回り議決の場合には、理事総数、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、および各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、理事長およびその他の理事1名以上が記名または記名押印しなければならない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあつてはその旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、「法」第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加および更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金が生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ「法」第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の規定に基づき解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第51条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、「法」第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に官報および電子公告の方法を用いる。ただし、「法」第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事 務 局

(事務局の設置等)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。
3. 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
4. 事務局長は理事が兼任することができる。
5. 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	個 人	入会金	30, 000円
		年会費	10, 000円
賛助会員		入会金	無 し
	個 人	年会費 1口	6, 000円
	学 生	年会費 1口	2, 000円
	(高校、大学、専門学校生)		
	ジュニア	年会費 1口	1, 000円
	(中学生以下)		
	団 体	年会費 1口	20, 000円

3. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2002年6月30日までとする。

理 事 長	小林 米幸
副理事長	中西 泉
理 事	福川 隆
同	青木 繁行
監 事	高岡 邦子

4. この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2002年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第21条第4号及び第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則

この定款は、平成27年5月27日から施行する。

附則

この定款は、平成28年12月6日から施行する。

附則

この定款は、平成30年6月13日から施行する。

附則

この定款は、令和5年11月20日から施行する。

附則

この定款は、令和7年10月17日から施行する。

附則

この定款は、令和7年 月 日から施行する。